

東金市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

東金市長 山 下 美 紀

東金市条例第 1 5 号

東金市監査委員条例等の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

東金市監査委員条例等の一部を改正する条例

（東金市監査委員条例の一部改正）

第1条 東金市監査委員条例（昭和39年東金市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

（東金市ガス事業の設置及び管理条例の一部改正）

第2条 東金市ガス事業の設置及び管理条例（昭和49年東金市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（東金市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 東金市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年東金市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。